

第 2 回 京都市京町家保全・活用委員会 会議録

開催日時	平成28年9月21日（月）午前9時45分～午前11時50分
開催場所	職員会館かもがわ 2階 中会議室
出席者 （委員は、 五十音順）	委員長 高田 光雄（京都大学大学院 工学研究科 教授） 委員 井上 えり子（京都女子大学 家政学部生活造形学科 准教授） “ 岡元 麻有（市民公募委員） “ 小島 富佐江（特定非営利活動法人 京町家再生研究会 理事長） “ 須藤 陽子（立命館大学 法学部 教授） “ 寺田 敏紀（公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 専務理事） “ 中嶋 節子（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授） “ 西村 孝平（公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 常務理事） “ 波多野 賢（公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 理事） “ 宗田 好史（京都府立大学 生命環境学部環境デザイン学科 教授）
欠席者	委員 木村 忠紀（京都府建築工業協同組合 理事長）
議題(案件)	1 開 会 2 議 題 (1) 京町家の保全及び活用に関する基本的な方針（骨子案）について (2) 京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用につなげる仕組み（骨子案）について 3 第3回委員会の予定 4 閉 会
資 料	・ 資料1 委員名簿 ・ 資料2 京町家の保全及び活用に関する基本的な方針（骨子案） ・ 資料3 京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用につなげる仕組み（骨子案） ・ 参考資料1 本市の主要計画等における京町家の位置付け・取扱い ・ 参考資料2 京町家再生プラン策定以降の取組と今後の課題

議 事 の 経 過	
発言者	発言の内容
事務局	1 開会 まだ木村委員がおみえになっていないようですが、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。ただいまより「平成２８年度第２回京都市京町家保全・活用委員会」を開催させていただきます。 私は、都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全活用課長の関岡でございます。どうぞよろしくお願い致します。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日、木村委員は遅れておられますが、１１名の委員が全員出席ということでございますので、当委員会規則第３条第３項の規定により、当委員会が成立していることをご報告させていただきます。 本日の委員会にはマスコミの方が来ておられます。次第２の「議題」に入るまでの間に限り、撮影を許可したいと思いますので、委員の皆さまにおかれましては、ご了承をお願い致します。 それでは、ここから高田委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。 2 議題
高田委員長	皆さん、おはようございます。それでは、早速議事を進めてまいりたいと思いますが、まず、事務局から本日の議事の進行の仕方についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	次第２「議題」についてでございますが、本日は、前回の委員会でご指摘いただきました課題等を踏まえまして、「京町家保全及び活用に関する基本的な方針」及び「京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用につなげる仕組みについて」の骨子案を作成してまいりました。委員の皆さま方には骨子案の内容をご確認いただき、課題や目指すべき方向性等についてご審議いただければと考えております。本日の議事進行については、以上でございます。
高田委員長	よろしゅうございますでしょうか。 続いて、会議の公開についての説明をお願い致します。
事務局	「会議の公開について」でございます。「会議の公開について」は、京都市市民参加推進条例に定めております。その主な条項についてご説明申し上げます。 同条例におきましては、第７条第１項で、附属機関の会議は原則として公開することとされています。ただし、会議で非公開情報を扱う場合はこの限りで

高田委員長	はありません。 また、同条第3項で、公開した会議については、会議録を公表しなければならないとされております。説明は以上でございます。 本日の会議の内容は公開ということでございますが、会議資料等について非公開情報が含まれておりませんので、全て公開ということでよろしゅうございますでしょうか。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。 また、議事録については、前回と同じですが、後日公表するということにさせていただきますたいと思います。 本日、傍聴に来ていただいている方も、この要領をご理解いただきまして、議事進行にご協力いただきますよう、お願い申し上げたいと思います。 議事録につきましては、事務局が作成した後、委員の皆さまに内容確認のために後ほど連絡が行きますので、そのときに中身をチェックしていただき、事務局の方でとりまとめて公開するという形になります。よろしくお願い致します。 それでは、議事の内容に入りたいと思います。議題は二つございまして、議題1は「京町家の保全及び活用に関する基本的な方針（骨子案）について」、議題2は「京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用につなげる仕組み（骨子案）について」ということで、二つの議題を審議していただきます。
高田委員長	(1) 京町家保全及び活用に関する基本的な方針（骨子案）について まず、一つ目の「京町家の保全及び活用に関する基本的な方針（骨子案）について」について、事務局から資料の説明をお願い致します。
事務局	（資料2について説明）
高田委員長	どうもありがとうございました。 資料2の内容について皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、「（骨子案）」と書かれているのは、二つ目の議題である「京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用につなげる仕組み」の前提となる施策の体系をどう考えるかということ、まずは皆さんにご審議いただきたいということでございます。 前回、さまざまなご意見をいただきましたが、要は、解体の届出制度というのは、今回、非常に大きな審議の対象になりますが、そもそも解体しなくてもいいというか、解体に至らないような、しっかりとした基本的な施策があったうえで、どうしても解体とする場合、別制度が必要だと考えるべきであるということでした。 前回の議論を見ると、総合的な視点から、そもそも解体に至らなくて済むような、基本的な施策がしっかりしているかどうかということ、いま一度点検

宗田委員	をいただいて、その施策の体系自体を強化するということを議論していただいたうえで、届出制度の中身について具体的な議論をしていただくという手順で、今日は議論をしていただきたいと思います。 資料２のところに、これまで京都市がやってこられたさまざまな施策を整理していただいて、その中で共通する京町家に対する理解をまとめていただいたところでございます。これについてもさまざまなご意見があると思いますので、まずは施策の体系についてご意見をいただきたいと思います。どこからでも結構です。 どうぞ。 取り壊さなくてもいいような仕組みを整えてきたということを、もう一度点検しようということは、そのとおりだと思いますが、整ってきたとは言うものの、今後の社会情勢の変化を踏まえると、それで十分かということも併せて検討しないといけないと思います。 いままでこれでいいだろうと思っていたことが、社会情勢が急速に変わると、とてもそれでは追いつかなくなってくるというポイントがあると思います。 資料２の右上に書いてある、「しかしながら、京町家の減失は依然として進行」と書いてありますが、「依然として」という言い方でいいのか。そこをちょっと変えていただきたいと思います。 「社会情勢の変化」と書いていただいておりますが、何が大きな変化かというと、まず観光の問題があります。昨年の京都市の入込み客は５千６４０万人なのですが、この１６年間で４０％増加しています。宿泊施設数というのは、たった１５％しか増加していません。だから、ホテルの稼働率は急速に１２％上がっていますが、足りなくなるのは当たり前でありまして、当然、民泊や町家ホテルの問題が出てきます。 この状況が、４０％増えたのに１２％しか増えていないという客室の状況が、今後１０年間はどうか推移するか。その間に２０２０年のオリンピック・パラリンピックがあるということになると、町家活用なんていうのは、どう考えてもするに決まっています。いままでの勢いではないわけです。 例えば、町家レストランとかいうことが９０年代から急速に起こってきて、あれが７千軒とか８千軒になって、それが当たり前になってきている状況がありますが、それがいまホテルで起ころうとしているわけです。 ということは、いままで町家を活用しようとして議論してきたのが、今後は活用が進み過ぎてしまって、活用によって保全が図れなくなってくるということもあるわけです。それを「町家のディズニーランド化」や「京町家のテーマパーク化」と、社会現象として言うことがあります。 その側面があるので流通が進む。だから、取り壊さなくても、流通でちゃんと残してという今回のフレームになっているわけです。そこを否定するわけで
------	--

	はないのですが、流通に依存して活用を促進することについては、一つの重要な危険性としてディズニーランド化があるということも指摘すべきだと思います。 その場合、老朽町家をどうすれば維持、修繕できるか。おばあちゃんの一人暮らしでも、何とかここまで町家が維持できますという仕組みを整えるのとは別に、過度に町家が活用されることに対して、どういうストッパーをかけていくかということも、保全策としては出てくると思います。 もう一つですが、「残すことが家族の負担と考えている」が「意識に関する問題」として記載されていますが、この背景には、家族の問題があります。いま京都に来る観光のお客さまの外国人が急速に増えて、100万人だったのが、この6年間で4倍の400万人に増えているのですが、そこまで増えたとしても、まだ外国人観光客は全体の1割にもなりません。 日本人のお客さまが8割、9割を占めているという現状があるのですが、その日本人のお客さまが団体では来ません。だいたい個人、小さなグループ、家族で来ます。その家族構成がまた面白くて、われわれの若いころというのは、夫婦が子どもを連れていく核家族のツアーが多かったのですが、いまはそれが減って、われわれ夫婦の親、おじいちゃんかおばあちゃんを連れて京都に観光に来るというパターンです。それも核家族なんですね。夫婦を核としていますから、夫婦と親の核家族というのが、夫婦と子どもの核家族の2倍います。 家族の形が変わってくる、家族はどんどん小さくなっていく。そうすると、家族に町家を守ってもらうということができない。ご商売を守ってもらうということもできない。それがじわじわと来ているわけです。 いまは、お墓が守れない、お寺が守れないと、どんどん進んできているものが、いよいよ家も守れない。そういうことが、空き家、袋路の問題と同じように、町家の問題になっているということですよね。だから、この部分の変化を見越したうえで、家族ではない第三者にということだと思ふんです。「継承、流通に関する問題」として、「担い手が見つからない」と記載されていますが、担い手とは誰かということですよね。大昔は長男だったわけですが、息子でも娘でもない担い手が必要になってきているわけです。 どういう担い手が理想的かということも含めて、流通を促進して新しい持ち主に渡すというときに、新しい持ち主とはどういうイメージであるか、その人たちにどういった暮らしの文化を継承してほしいかという議論も、そこできちっと受け継いでいくということも、この施策の中に書いていないといけないと思います。 資料3のところで解体の届出制度の骨子案が書いてあるので、そちらの方向に行く前提として、いま資料2の部分を整理しますが、社会情勢の変化を踏まえたという点を、もう少し丁寧に検証する必要があると思います。京都が大きな転換期に差し掛かっているということを申し上げたいと思います。
--	--

高田委員長	ありがとうございます。
井上委員	宗田先生のお話に関連してなのですが、誰に継承していくかというときに、前提としては、そこに住み着いてくれる、あるいは、お商売があるかもしれないけど、丁寧に町家を使ってくれるという前提で考えられていると思いますが、現状としては、住宅として使うよりも利益率が高い、ゲストハウスに流れています。 さらに言うと、ゲストハウスで使うよりも、ゲストハウスを探している人のために取りあえず買いあさって、投機目的で押さえておいて、またそれを転売するというような人たちが一番お金をたくさん出すんです。所有者から見ると、一番お金を積んでくれる。丁寧に住んでくれる人というのは、たいていそんなにお金は出せなくて、所有者から見ると、誰に受け継ぐかというときに、どうしても投機対象でお金がたくさんあるという人に流れていっている傾向があります。 善意みたいな形だけではやっていけないというか、いかに丁寧に住んでくれる人たちを増やしていくか。その人たちを守ると言ったら変ですけど、サポートしていく発想でやらないと、最近、空き家の活用とかをやっている、大きな見えない敵と戦っているような印象があって、ちょっと家賃を安くしてもらってでも丁寧に住んでもらおうとか、そういう話をしにくいんです。ゲストハウスとか、もっと別の方へと行ってしまいがちなところが難しいところだと思います。
小島委員	私の家を出た北側に細い路地があるのですが、そこから人が出てきて、大きい欧米の方だったと思うのですが、そのご夫婦か何かが大きな荷物を路地からごろごろと引っ張り出してこられるんです。最近、そのような光景が当たり前になっています。 ここで目指す姿というところに、「安心して暮らす環境の持続」と書いてあるのですが、本当に安心して暮らす環境の持続が可能なのかどうか。別に危害を加えるわけでもないし、何か悪いことをするわけでもないですが、常にまったく知らない人たちが周りで何泊かして帰られるということに対して、お互いの割り切り方みたいなことができないままに進んでいっているのではないかと感じています。 町家と言ったときに、セキュリティの問題とか、そういうことをみんなが割り切って、きちっと対応していけるのかどうかということについては、もう一工夫いると思います。 もう一つは、改修方法の問題です。ゲストハウスは町家が残る最終手段になるのかもしれないですが、直し方を見ていると、表だけ町家で中はむちゃくち

	やになっている所が多くあります。この間、別の所ですが、京都以外でもやっている改修工事を見せてもらったら、まったく基礎からやり替えていて、コンクリートを下に敷いてという、いまの工法に変えていっているのを目の当たりにしました。 実は京都でも同じようなことが起こっていて、「建築基準法」にのっとると、そうせざるを得ないのは分かりますが、それで本当に町家を継承していると言えるのかどうかというときに、私は言えないと思います。 いまの時流や法律に合わせる、町家を継承すると言いながら実はつぶしていつているという現実を、どこでフィルターにかけていくのか。本当に町家を継承するといったときには、全てのものを継承して、それでいて手を加えて、安全かつ安心で長く継承できるものをつくり上げていかないといけないにも関わらず、いまはそれが途中でふつつと切れて、町家らしきものであったものを継承しようとしているということに、もう少しきちとした見解を出す必要があると思います。
中嶋委員	いままでの皆さんのご意見に関係するかと思いますが、資料2に関して気になっているのは、「意識の醸成」というところです。問題の所在が全て所有者の問題として書かれています。コストとか、家族の負担であるとか、価値が伝わっていないとか。これは所有者だけの問題意識ではなく、近所に住んでいる方、京都市に住んでいる人間、そこで事業をする事業者、やって来るお客さま、全員の意識の問題だと思います。 取組の方向性として、所有者の方々に対する意識というものは考えていらっしゃるのですが、例えば、いま事業が勢いで進んでいるときに、そういう人たちの意識を変えなくてはいけなくて、町家の改修の在り方、町家の価値とは何かということ、きちっと伝える手段を、もちろん取っていらっしゃると思うのですが、残していこうと思うならば、もっと考えていけなくてはけません。 やはり市民に対しても、持っている人だけの問題のように思っている方がとても多いと思います。もちろん町家があることはいいことだと皆さんも思っていると思いますが、教育の中で小さいころから京町家というものを教えているかという、うちの子どもは京都市立の小学校でしたが、町家のことは教わっていないと思います。伝統的な工芸とか、そういうものを学ぶことは3年生か何かでやるのですが、京町家のちゃんとしたものの中に入ったことはないと思います。 所有者以外の意識をどう変えていくか、そこで真の価値というものをきちんと広めていくというものが抜けているかなという気がします。以上です。
寺田委員	ほぼ皆さんが言い尽くされたようなお話ですが、確かにゲストハウスがどん

波多野委員	どん増えていくということもありますが、良いものもあれば悪いものもあり、この差がすごくあります。 良い形で残したいと思っている人や事業者、施工主、大工さんをどれだけ増やして、その人たちが居住者の方々にきちんとアプローチすることが求められます。しかしながら、こうした情報は、マンツーマンでないと伝わりません。 居住者の人たちは本当に悩んでおられて、町家に価値があるということも、ここでは当たり前のように話されていますが、住んでおられる方々、持っておられる方々は、そんなに価値があるとは思っていないくて、この古くなった家をどうしようかと悩んでいるわけです。 そこに、こんなやり方もあります、こんなふうにきれいになりますという情報を提供すると、そんなのがあるんだ、全然知らなかったということをおっしゃいます。そのため、京町家の再生に関する情報を伝える人たちをきちんと組織し、安心してご相談くださいといえる仕組みを作っていくことが非常に大事だと思います。 ゲストハウスが流行りですが、比較的規模の小さいもので、ビジネスとしてハンドリングしやすいものしか活用されていません。少し規模の大きい町家については、ゲストハウスではなくマンション用地として取引されています。東京の余波で地価が上がっていますので、太刀打ちができないぐらいになっており、こういう状況の中で、大型町家をどういうふうな方たちに、どういうふう継承するかという問題が残されています。 規模の小さいものは、継承の仕方についてずいぶん手法が出てきているのですが、町家の良さを継承していく適切な改修を進めていくための取組をきちんとやらないといけない。大規模なものについては、次の担い手が十分に見えていない。ご家族で住むにとしては、大きすぎるし、コストもかかり大変なお金持ちでないと住めません。 それを、どういう方たちに、どういう形で継承していただいて、しかも、京都の暮らしの文化やまちづくりの文化に貢献するような形で継承することができるか。ここを本気でやらないと継承することは難しい。 大型町家の継承者を探していくというか、そういう人たちを組織化していくことが大事な課題ということだと思います。 不動産事業からの観点ですが、実務をやっているとして、所有者さんが売却される際には、京町家を維持してほしいという声は聞くものの、高く売れる方を選択されるケースが実情としても多いです。 いわゆる相続であったり、世代を超えて住み継ぐという部分については、正直、京町家は住みにくいと言わざるを得ません。お年寄りでも、温度差が大きいであるとか、近代的な家の方が生活しやすいということが実情で、むしろ地方の方や外国の方が京町家に価値を感じておられます。
-------	--

	その中で京町家を残していこうと思うと、京町家の魅力を感じてもらえる京都以外の方々に、その魅力を十分に理解してもらったうえで、住みにくいという言い方は申し訳ないですけど、そういうことを魅力として考えていただくということが大事なのかなと思います。 われわれもいろんな相談を受けるのですが、所有者にとっては、活用はしてほしいのですが、高く売れる方がうれしい。一方で、更地にしてマンションやホテルのようにした方が高く売れるということがあって、売り主さんの思いとは逆方向に動いているというのが、われわれが実務をしている問題点だと思います。 そのあたりを、京都人のための京町家と考えるのか、世界から見た京都の町家の活用を考えていけないといけないのかなと思います。 それから、僕らの協会で提案なのですが、西村委員も言われましたが、やはり固定資産税の問題があって、用途を変更すると6倍、もしくは3倍に固定資産税が上がるという問題が京町家についてはあります。 それから、ゲストハウスとか、京町家を資産として捉えた場合、すごく値段が跳ね上がっていて、買った方々がどう活用していくかということについては、ゲストハウスや飲食店にリニューアルするということが多いと思うのですが、そのあたりの助言とかサポートがないのではないかという話があります。 それと、用途制限の問題があります。多くの京町家は、商業地域にありますので、解体してビルが建てられるという用途になっています。それなりに固定資産税も高いし、それを2階建ての町家で置いておくのはもったいないということもありますし、京町家に関心のない人にとっては、つぶしてビルにした方がいいだろうという問題があります。法的な部分について変えられるかどうかは分かりませんが、そういうことがあるんじゃないかということです。 あと、小さい単体でも、大型町家でも、ある程度は公共財産とすることも必要なんじゃないかということがあって、そういうこともご検討いただきたいとは、協会にもお話はしていました。以上です。
須藤委員	私の場合は意見というわけではなくて、基本的な方針に盛られていることに理解できなかった点があります。5の「保全・活用を推進するための取組の方向性」の「維持、修復・改修に関する問題」のところで、「法規制により制限される」という一文が入っているのですが、これは何のことですか。
高田委員長	質問ですので、事務局でお答えいただけますか。
事務局	京町家は、「建築基準法」が施行される以前に建てられたものですので、どうしても大幅に手を加えようとすると法の遡及適用を受けます。しかしながら、現行法に合わせて改修をしていこうということになると、町家が町家でなくな

須藤委員	っていくということも含めて、「建築基準法」に関する問題が大きいと考えております。
事務局	先ほどから皆さまがおっしゃっているように、現在の法規制に合わせた改修の方向性をどのように考えるかということが、ここの「法規制により制限される」という問題点のことですか。
事務局	小規模な改修であれば、法の範囲内で改修できることが多くあります。京都市では「京町家できること集」という法解釈のテキストのようなものを発行して、小規模のものは、そういった形で改修をやっていただいています。 ただ、大きく増築をしないとということで現行法が遡及されるということであれば、「建築基準法」そのものの適用除外を適用していくという形で、「3条その他条例」という言方をしていますが、そういった条例もやっておりますが、どうしても手続きに時間がかかったり、代替措置が少し重くなったりといった点で課題があるのかなと理解しています。
須藤委員	いままでの京都市の方針というのは、基本的に景観の問題として京町家の問題を考えてきました。都市計画のマスタープランの中では、景観の問題として位置づけられているので、京町家を景観の問題として考えるのではなくて、これまでとは違う部分があるのかなと思ってお尋ねしたのですが、これまでの路線に乗っているのですか。それとも、これは景観の問題ではないということですか。
事務局	京都市では、平成19年から新景観政策を進めてきたということがあって、景観のことがクローズアップされているのですが、もともとの「世界文化自由都市宣言」から順番にひもといっていきますと、町家のことは、決して景観資源としてのことだけではなく、歴史性や文化性、都市政策的な観点からも、まちを構成する空間構成の基礎になるようなものとして捉えています。また、生活、文化、都市居住ということでの、住宅としての機能であるとか、様々な価値を生かしていくという観点から施策に取り組んでいます。 町家というのは、決して景観だけで捉えているのではないですが、都市計画マスタープランの中では特に景観のところで記載が多いということもあって、そこがクローズアップされているのかなと思います。
須藤委員	減失のお話を伺っていると、景観だけではなくて、町家風の問題ではなくて、中身の問題なんだというのがよく分かりますので、脱景観が一つのポイントではないかと思います。実質を残すという意味であって、外観さえ京町家風であればいいという問題ではないんじゃないかなと、皆さま方のお話を伺っていて

	思いました。 もう一つ、前回のときもお尋ねしたのですが、京都市の空き家対策との連携の問題があります。京都市全体の5千軒が空き家であるとあるのですが、この5千軒全てが京町家だというわけではありませんね。
事務局	京都市全体の空き家は11万軒ですが、平成20年度、21年度の調査では、そのうち5千軒が京町家であることを確認しています。
須藤委員	京都市の空き家対策の政策を追い掛けていると、京町家と京町家でないものの境目が全然分からないんです。要するに、私が前にも申し上げたのは、空き家対策の中に京町家対策が埋没してしまっているのではないかという点です。
高田委員長	いま関岡さんが言われている京町家というのは、戦前の木造住宅という定義ですね。
須藤委員	もちろん空き家対策との連携も必要なのですが、届出義務を課していくのであれば、通常の空き家対策の中に埋没させてしまっていてはいけないのではないかと思います。連携する部分があったとしても、明確に切り分ける部分が必要ではないかなと思った次第です。
高田委員長	そういう意味では、京町家の政策からすると、あくまでも4万8千軒の中の5千軒が空き家ということなので、その空き家対策が、町家からすると部分だと。滅失の危険性も高いので、空き家対策とも連携してやっていく必要があると捉えているということかと思います。
須藤委員	資料3は次の議論ですか。
事務局	はい。続いてご説明します。
西村委員	先ほどの須藤委員の法規制の話を少し言いますと、一般的な人たちの考え方の増築と、役所の考えている増築とは違うんですね。 例えば、ものすごく具体的な話なんですけど、お風呂がありますね。お風呂がシロアリに食われている。柱がぼろぼろである。通常の人には、そのお風呂をやり替えるときに、ぼろぼろの柱を取り外して新しい柱をつくる。役所では、これは増築だと言われるんです。お風呂を元通りに戻すということをするのは増築ですよ、違反ですよと伝えるんです。 一般の人からすると、お風呂がない所にお風呂をつくるのが増築だという感覚が、素人だからよく分かるんですけど、お風呂のある所に同じお風呂をつくっ

宗田委員	て、柱がぼろぼろだから、柱をやり替える。これだけで増築だと言われて、正直に言うと、本当に改修がしにくいんです。 そこの増築という概念が、「建築基準法」の概念と一般の素人が考える概念では、すごくギャップがあります。元に戻すだけなのに増築だと言われて、どうしたらいいんだと言うと、柱を残して、残した柱に添え柱を付けると増築にならないと言われます。訳の分からない解釈なんですけど、行政からすると、そういうことをしろと言われていているということです。法規制は本当にうるさいですね。 私が言いたかったのは、相続税の問題です。昨今、うちの会社でもそうですが、町家を持っている人が売却をしたいときに、解体したら3千万円控除が使えるという問題があります。これはすごい問題でして、解体するか、耐震補強をする古家に関しては税制上の優遇をするけど、耐震なんて売り主がするわけはないんです。通常、売り主の考えることは単純で、建物を解体して3千万円控除を受けるという形なんです。 町家を保存・維持しようとするには、これは本当に嫌な法律で、この法律は、絶対に京都市は断固として戦って、それを使わないようにするということは、行政的にもできないかなと思います。京町家の情報センターでも言っているのですが、この法律を問われると太刀打ちができない。 3千万円の控除が使えるか使えないかは大きな問題です。高くなったら町家はゲストハウスになられるのと一緒に、どうしても経済原理が働いて、税制上の経済原理はすごく大きな問題で、できるかできないかは別として、何か京都市から意見を出してほしいと思います。 それは、たぶん京都市は出しています。税制控除の問題でしょう。私が10何年前に古家を改修したときには住宅ローン減税を受けられなかったけど、いまの制度では受けられるようになっていて、ストック重視になっている。わりと変わっていると思います。 税制も含めて、個別の地権者、あるいは不動産屋にとっての利益の最大化を図ることよりも、京都市全体の不動産、京都市全体の市民にとっての、価値の最大化を図ることが都市計画なんです。 だから、多少は個別の損が出て全員が得をするのであれば、いわゆる利益の最大化が図れるという計算をしているわけです。例えば、職住共存地区の高度地区を15メートルに規制したことは、20メートルでも元の31メートルとかいう可能性があったわけで、結果的に周辺を含めた不動産の相場は上がったわけです。 町家に関して言うと、何軒残るのが京都市民全体の価値を残すのにいいのかということがあります。そのうち何割が町家ホテルとして使われて、何割が住
------	---

井上委員	宅とかいうのは、4万8千軒のうちの全体の割合をどう計算するかというところが、都市計画の基本的な仕事なんです。 そのときに、中にどういう人が住んでいるかは、とても悩みであって、全部がホテルになったら、まさにディズニーランド化で最悪でしょうね。そのホテルの値段も、建物の値段も、地価も、全部下がるわけです。 それで、その文化の質をどこまで高めていくかを考えるということをしなないといけないわけで、その全体戦略を持ったうえで価値の最大化を図る。不動産価値だけではなく文化的な価値も含めてですが、最大化を図るということを計画で考えていかないといけない。そのために法的な規制や税制上のいろんなことが出てきて、それを全部調整して変えていくということが必要ですよという話だと思います。 先ほど町家の中についてのお話がありましたが、それも含めて守っていくかどうかということで、寺田委員と小島委員は中もきちんと残すべきというご意見でしたが、私は少しだけ違ひまして、規模にもよっているんです。大規模、あるいは中規模の大きめのものというのは、そうやって丁寧に残していくことも必要だと思うのですが、中小規模の、例えば、長屋建てのものとか路地奥のものも含めて、そんなに厳密に残していく必要があるのかなと思っています。 例えば、すごく丁寧に建物としてゲストハウスで残るパターンと、多少現代風の間取りになっても人が住むパターンと、どちらが京都にとってよりいいかというと、私は人が住む方がいいと思っています。路地とか町家の町並みを残してきたのは、地域力だと思っています。地域力がなくなったら、町家はさらに減っていくかテーマパーク化するかのどちらかだと思っています。 それを残していくためにも、そこに人が住む、地域の中に人がある程度の割合で住んでいかないと、やっぱり続いていかない。群として残していくためには、中小規模のものを若い家族が住みたいと思うような形に直すということも認めていく必要があると思っています。
小島委員	少し誤解があるようですが、私たちも古いままで残そうとは思ってなくて、居住ということを最前提に考えるならば、明治の建物に平成の人間が住めるように、きちっと直すべきだと思っています。 ただ、先ほど西村委員がおっしゃったように、お風呂場とかいろんな問題が生じてきて、そのときに直したら、それは「建築基準法」違反だと言われる、わずかでも増築に当たるということに一番問題があるので、それで違法なものがいっぱい出てくるわけです。 法律にうまく合わせるのか、逆に法律が合わせてくれるのかという議論がありますが、ここでは、その議論は違うと思っているのであまりしませんけれど

岡元委員	も、残すという言い方よりは、ちゃんと保全して住み継ぐという言い方を私たちは常にしているのですが、別段、古い形のままに押しつけてしまおうなんていうことは、町家に関わっている関係者は誰も思っていないと思います。 今風というか、いまの世の中にきちっと住みこなせるようなものに直していくべきだし、そのために技術があるのだと思いますから、そこは誤解のないようにしていただきたいと思っています。 居住者からの意見ですが、骨子案という意味では、骨子としてはいいと思うのですが、結局、強いのは、居住者ではなく所有者の方で、所有者の方の判断で全てが決まってしまう状態にあります。 私は、家賃を払って、町家を改修して住んで、仕事として使っているのですが、もし大家さんが、契約が切れたので、高く買ってくれる人に売りますので出てくださいと言われたら、それまでになってしまうので、そうではなくて、志を持ってやっている人を分かってもらえたらいいなと思います。 先ほど井上委員が言われた、住む人の意識と流通に乗ったビジネスとしての展開を考えたときに、すごく両方とも分かります。居住者がいる段階では問題ないと思いますが、居住者がいなくなって、町家を売ろうというときに、全て流通に乗せて、西村委員の所で買っていただいたりして、正しい志を持っている人たちに売買しますという形が取れたら、丸く収まるなと思いました。
高田委員長	他にいかがでしょうか。 ありがとうございます。かなり総合的な意見が出たと思いますが、もう少しご意見をいただきたいところがございます。 資料2には、下の矢印が二つあって、左側に「京町家保全・活用推進条例（仮称）の制定」、右側に「京町家保全・活用推進計画（仮称）の策定」ということがあります。いまご意見をいただいた話は、推進計画に何を盛り込んでいくかというご意見だったと思いますが、これを条例として定めるということについての問題とか、どなたか条例化ということについてご意見はございませんか。
寺田委員	京都市は、これまでは、「京町家再生プラン」を基に行政の施策、事業としてやってきましたが、西村委員が言っていたように、いまの法律や税制の仕組み、社会の経済の動きなどは、残すことを難しくしています。 このため、京町家を条例化するで、京都市としてこうした問題に果敢にチャレンジするという意思が明確に出てくることを期待しています。どこまでチャレンジができるのか、京都市のリーダーシップに期待したいところなのですが、何が何でもこれをやるぞという、思い切ったことをやっていくこともバックグラウンドとして条例を策定していただきたいなと思っています。

小島委員	規制という言い方は語弊があるかもしれませんが、どこまで止められるかということ、どこまで条例として出せるかということだと思います。 いま翻弄されるということをおっしゃいましたが、昔、大きなうちに住んでおられる方の所で、ちょうどバブルのころに相続の対策なんかをお話ししていたら、そのお年寄りの方が、わしはいつ死んだらいいんだとおっしゃったぐらい、ここ20年とかの間に土地の価格が急激に上がったり下がったりしていて、安いときに死ねたらいいけど、高いときに死んだら後が大変だという、とんでもない話になっていると思います。 そういうことから一切外せるようなことができるのか。不可能でしょうけど、できるのか。それから、京都市は古い建物を一切壊させないという言い切りができるのかということに、どこまでそこに近づいていけるかに、今回の取組のポイントがあるんだろうと私は期待をしています。
宗田委員	法律というのは社会を反映しますので、夢のような話に思えるけど、京都市の条例として古い建物を一切壊させないというのは、イタリア、ドイツ、フランスとかの法律を思えば、合意ができれば、そういう法律はできるわけです。 それでいけば、「市街地景観整備条例」を70年代につくってから、「景観法」は2004年ですから、京都市が果敢に新しい取組を進め、その成果が見えてきたら全国で法律になってくるということ、いままで景観以外でもずいぶんやっていますので、それは広がってくるでしょう。 いまわれわれが認識しなくてはならないのは、京都市は2007年に景観関係の条例をずいぶん整備したのですが、景観条例では町家を守れなかったんです。町家のことをうたっていないんです。高度地区とか、ガイドラインとか、眺望景観とか、「町家を助成します」と書いてあるだけであって、あの条例は町家にほとんど触れていないんです。 ただ、「景観法」の中に景観重要建造物があるので、その法律の方を京都市も使っているという程度であって、景観政策課とまち再生・創造推進室は別の組織でもあって、まち再生・創造推進室の方では空き家と袋路と町家を軸として新しい政策を打っているわけですから、当然、今回の条例というのは、その部分をどう整備して取り組むかということなんです。 だから、たぶん景観の話は忘れた方がよくて、まち再生をどう考えていくかということだし、空き家は空き家で別の条例をつくって、別の仕組みをつくって動いている。これも重なる部分はありますが、別の仕組みですので、今度は町家のための条例をつくるという取組として、いまは何を検討すべきかということだと思いますので、あまり急がずにやる方がいいかなという気がします。
西村委員	今回、条例ができるということを非常にうれしく思っています。この条例に

高田委員長	は、あまり法律的に罰するということがないのではないか、こんなイメージを持っています。 委員の皆さま、3月8日は何の日かご存じでしょうか。二人だけ知っていますね。実は10万円払うと記念日を登録できるのですが、今年の8月に京町家情報センターで3月8日を「町家の日」に決めてしまったんです。 なぜ3月8日かというと、「マーチ（3）・や（8）」。分かりやすいでしょう。もう皆さん、覚えてもらえますよね。覚えたら、ああ、3月8日は町家の日だと、いまから日本全国で町家の日を広めていこうと思っています。 条例もそれと同じで、前に「乾杯条例」というのが京都市でありました。一緒ですよ。京都が「乾杯条例」をつくったら、日本全国が「乾杯条例」をつくったので、全国的に町家保全の条例ができると思います。 一応、「町家の日」を制定したのですけど。この条例の中に「町家の日」を制定したと入れてほしいんです。京都市が制定したでも構いません、譲りますから、よろしく願って、この条例が日本全国に広がると、町家の値打ちが評価されるんじゃないかと思っています。どちらにしても、罰則がなくてもいいから、何とか早く条例をつくってもらいたいと思います。 フレーム全体の話について言いますと、都心の居住機能を重視することが大事だというご意見を皆さまから伺ったように思いますが、これを見たときに、確かに居住機能の支援という下支えの話になっていて、表面に出てくるのが、そういうふうになかなか見えにくいところがあるんだと思います。そのことを工夫して、「保全及び活用に関する基本方針」の中に居住機能の重視が、もう少し浮かび上がってくるような必要があると感じました。 一方、居住機能を重視して、居住文化の継承と発展を図るということが、こういう問題のベースとして重要だというご意見をいただいていたのですが、社会の変化が非常に激しい部分があって、少子高齢化がどんどん進行していくとか、単独世帯が増えてきているとか、一方で、観光客の増大とか、特に京都で見られる激しい社会の変化があります。そういうものに対して居住機能重視をどう考えるかということについて、もう少し突っ込んだ議論が継続して必要かなと思います。 特に町家との関係で言うと、居住機能と言うけれども、結局、もともと町家は専用住宅ではないわけです。暮らしと仕事の関係が町家という形式を支え発展させてきたわけですから、現代における都心の暮らしと仕事の関係をどう考えた方がいいのかについて、何かそれなりの考えがないと、こういう議論は薄くなってしまうと思います。 もう一つは、先ほど宗田委員からもお話が出ましたが、家族の形もどんどん変わってきているわけで、人と人との関係性、コミュニティーの問題など、家とまちの関係というのが町家の本質にあるわけですから、家とまちが相互にど
-------	---

須藤委員	う関わっていくかが重要であって、この前は交流とか社会的な空間という話も出ておりましたが、人と人との関係づくりについての考えが居住文化の議論には必要だと思います。それを、あるレベルを保ち、それを継承・発展させていくという思想が必要かと思います。 条例についてもいろんな議論をいただきましたが、その前に「建築基準法」の話が出ておりました。委員に建築関係の方が多いいということもあって、よく見ると、あまり説明がないんですね。いまの条例化の話も含めて考えると、この話を関連する法制度という視点から整理しておかないと、社会的な仕組みの議論をするときに、ふわふわとした話のように見えてしまうので、法制度についても、町家に関連する法制度の整理をやったうえで、条例のベースをどう考えたらいいのかを考えないといけないと思います。 「建築基準法」の話も、今回は「建築基準法」の在り方の議論ではないわけですが、明らかにそのことが障害になっている部分がたくさんあるということです。法律そのものを変えていくべきかという議論も、この議論の中には含まれると思いますので、そのことも含めて法制度の整理をしたうえで、条例の中身について関わる部分は、「乾杯条例」との関係までは言わないかもしれないけど、そういうことについて何か整理がいると思います。 条例のお話が出ましたので、何のために条例をつくるかという、そもそもの議論をするときに、普通は条例でなければできないことがあるので条例をつくるんです。例えば、人に義務を課す、権利を規制するとか、そういう規制の根拠というのは条例をつくらないとできません。でも、支援するのは別で、条例の根拠がなくてもできるので、いままでそれでやってきたわけです。 いま条例をつくった方がいいのはなぜだろうと考えた場合、次に議論する資料3を見ていると、どうしても届出義務を課したい。要するに、市民に義務を課したいから条例をつくるという理解でよろしいですか。義務を課すのは条例を制定しなくてはいけないということがあると思います。 もう一つは、さっきから私が申し上げているのは、空き家対策や景観政策に埋没してしまっている、いろんなところに埋没してしまっているように思いますが、京町家というものを高らかにうたい上げること自体に意味があるんだという捉え方もできなくはないわけです。 先ほど「乾杯条例」というのが出ましたが、「乾杯条例」は評判が悪くて、なぜそんなものを条例化するんだというのは、行政法学者からすごく出るわけです。京都市の方々が多いい前で申し上げるのは何ですが、非常に押しつけがましいわけです。なぜ押しつけがましさを条例化するんだということで、学生たちがレポートを書くと必ず行き詰まるわけです。条例化しなくてもいいんじゃないかという話に行ってしまうわけです。 「乾杯条例」は置いておいて、条例化しないとできないものがあるから条例
------	---

	化する、条例化によって何が得られるかというものに着目して条例化するということはあるわけですが、条例制度の一般論として、うたい上げるだけのものは評判が悪いわけです。 市の責任を明確化するということを、市民に義務を課するという点で、条例を制定する意味はあると思いますが、押しつけがましいと市民は思います。「乾杯条例」は本当に評判が悪いんです。
宗田委員	市民には評判がいいですよ。行政法学者に評判が悪いというのはよく分かるんだけど、われわれ市民はというと、少なくとも京都では評判がよくて、みんな喜んでいます。
寺田委員	必ず「乾杯条例」が宴会のとき引き合いに出る。「乾杯条例があるから、今日は」とか、そういうのがありますね。
宗田委員	業界と社会の違いがあって、評判がいい建物が市民に評判がいいかといったら、違いますもんね。
高田委員長	そういうことも含めて、条例化のあり方については、何のために条例をつくるのかを明確にすべきだというご意見だと思います。
	(2) 京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用に繋げる仕組み（骨子案）について
高田委員長	引き続き資料3の方のご説明をお願いしたいと思います。
事務局	(資料3について説明)
高田委員長	どうもありがとうございました。 それでは、資料3についてのご意見を伺いたいと思います。
須藤委員	素朴な疑問なんですけれども、届出の対象のところで、「大型町家や文化的・景観的価値が高いと認められる京町家は個別に指定を行ったうえで、届出を義務化する。」、「(2)その他の京町家は個別指定を行わず、届出は努力義務とする。」とあります。この指定というのは、届出の対象となり得るかどうかという指定ですか。 要するに、自分の住んでいる家が京町家か否かということを知り得ない場合に、努力義務も何もないのではないのでしょうか。だから、この届出のための個別指定とは別に、自分の住んでいる家が京町家であるというのを、どのように知らせるのだろうかという。それがないと、努力義務もないはずです。

高田委員長	前回のときに、京町家の定義とは何ぞやというのをお尋ねしましたがけれども、自分の住んでいる家が何だか分からないという現状で条例をつくるというのは、やはりおかしいと思います。
事務局	ちょっとこれは説明をいただいた方がいいですね。 届出の義務化をする個別指定のものは、相手にはきちんと伝えますので、所有する建物が届出義務の対象かが分かるということです。 その他の京町家については、条例の中で、何らかの定義付けを行い、客観的に分かるようにしなければならないと考えておりますが、例えば、建築年次や伝統構法など、どう定義するのかによってその他の京町家の対象が大きく変わってまいります。 この議論については、先生方にもいろいろなご意見を引き続きいただきたいところでして、届出制と併せて考えていくということもありますし、条例としては、もっと大きく、どういうふうに捉えるべきなのかということも含めて考えていただく必要があります。 届出の対象となる、努力義務が課される京町家については、その京町家の定義をどう考えるのかということは、客観的に分かりやすいように考えなくてはいけないと認識していますし、それをしっかり市民の方に伝えていく手段というのを、施策としても考えていかなければいけないと思っています。
高田委員長	分かりやすく言うと、例えば、京都市内の戦前の木造住宅は全て努力義務があるというような言い方で周知するということで、個別に、あなたの家は京町家ですというようなことが行くわけではないというイメージですね。 (1)は、個別に、あなたの家はこういう対象ですという通知が個人に行くという、そういうイメージということですね。
事務局	はい。
高田委員長	そういう考え方で、これが書かれたということのようなので、それについてのご意見を伺えればいいと思います。中嶋委員はもう出なければなりませんので、いかがでしょうか。
中嶋委員	いまの届出の対象については、もちろん指定を行う何千軒かを考えていらっしゃる。それはそれで、どういう基準を設けるかは別なんですけれども、その他の町家についても、何らかの認識していただく手だてはいるのかなというような気がしますので、グレードをつけるというわけではないですけれども、そういう案を知っていただくような方策を考えていく方がいいのではないかなと

事務局	というのが一点です。 ちょっとお伺いしたいのは、事前届出は、いつ届出をするのですか。要するに、壊すときに、いろいろな方策を考えたらうで壊すという段階になって、とりあえず届けにきましたというのだったら、ほとんど意味がないわけですね。 だから、この届出の時期のイメージであったりとか、その辺のスケジュール感が一番重要で、これが有効に効く条例かどうかを決めるものだと思いますので、そのイメージをお教えいただければと思います。 知っていただく手段については、過去に実施した京町家まちづくり調査の調査結果をオープンソース化することなどを検討していきたいと考えています。 もう一点、届出がいつなのか。解体の何カ月なのか、1年なのか。その期間の話ですけれども、もちろん長ければ長いほど、いろいろな手だてが打てるということはございます。 一方で、義務化した際の所有者へのご負担という問題もあります。一般的にわれわれが議論をする中では、1年であるとか、半年であるとか、短くても3カ月であるとか、そういった単位で検討はしていきたいと考えています。 一つは、その期間の中で何をしなければいけないのかということによって、必要な時間というのも変わってきますので、このマッチングのシステムであるとか、そこで必要な最低限の期間は確保できるようにしていきたいと考えていますので、そのあたりについても委員の皆さんのご意見をお伺いしたいなと考えています。
高田委員長	そこまで厳密な検討が、まだできないということですね。
中嶋委員	法律的な問題があるとはいえ、できるだけ有効な時期をきちんと計っていただきたいです。 あとは、今回、町家の方にだけ解体の届出の制度をつくるわけですね。でも、それ以外の人には義務がないわけですよ。その差というか、要するに、解体の届出をしない、言ってしまうと、町家だけ残して、その周りに大きなマンションが建ったりすると、残すことに対して疑問を抱かれるわけです。 条例化していくわけなので、やはりこの条例と並行して、残していく町家の周辺環境であるとか、そういったものに対する整備の方策というのも、同時に、この条例とは別の流れにはなるかとは思いますが、考えていただきたい。 町家の方だけ負荷がかかるという印象ではなくて、みんなで支えているんだというような説明ができるようにしていただければと思います。
高田委員長	どうもありがとうございました。

西村委員	戦前の建物の所有者の自覚の問題でいうと、固定資産税で全部課税されているんだから、いつから建っていると分かっているわけなんですよ。逆に言うと、納付するときに、あなたの建物は戦前の建物だということを書いておけば、条例の対象になるかどうか自然に分かるわけで、固定資産税の課税で、ほぼ周知できるのではないかと思います。逆に言うと、所有者さんの意識が、これは戦前の建物だということであれば、それで町家イコールという形の話になるのかなと思いました。 あとは届出制と媒介との兼ね合いをどういう形で話をするのか。もし説明できるのであれば、説明してください。
事務局	届出というのは、最終手段ですので、事前に町家の保全が大事だとか、こういう活用方法があるであるとか。解体の事前届出という制度ができますよということを周知するののかということが重要だと考えています。 また、所有者が京町家を手放すということであれば、売買という手段を取りますので、そこで必ず仲介事業者の方が出てきます。その売買契約を結ぶという行為が、一般的には個人の取引以外でいくと、あるということなので、そのタイミングで不動産事業者の方々から、しっかりと、町家は保全して、活用できるんだよということを伝えてもらおうと、そういった仕組みを構築できないかというような議論を、これと並行してさせていただいているという状況です。
小島委員	いくつか疑問点があるんですが、この大型町家や、文化的・景観的価値が高いと認められる京町家というのは、いま指定されているもの以上に増やしていくことなのかということと、その他の京町家との差をどこでつけるのかというのも気になる場所なんです。 一番気掛かりなのは、これは町家の所有者・居住者だけに及ぶものなのかという点です。私はそれ以前にというか、それからというのか、不動産業者さんとか、設計に関わっている人たちが、あまり意識なく受け取って、売ってしまうということがあったり、つぶして建て替えてしまうということが多々あると思うんですね。 ですから、居住者だけに負荷をかけるんじゃなくて、そこに携わる業者さんとか、そういう方々にも徹底をしないと、むしろそっちの方を徹底しないとならないのではないかと思います。 地域景観づくり協議会というのが地域であるんですが、そこでも計画をする前に、ちゃんと申し出てくださいということを、1年前ぐらいからずっと地域としては発信しているつもりなんです。来られる方々は、建築家にしろ、業者さんにしろ、施主にしろ、必ずしっかりと図面ができたものを持ってくるんです。

宗田委員	それは、言っていることと、来る人たちの意識の差が歴然とあって、これだけ言っても伝わっていないというのが見えてくるんですね。たぶんこれも同じようなことになり得るかもしれないという危惧がすごくあります。 本当に徹底するなら、単に居住者だけに負荷をかけるんじゃなく、それを取り扱いする人たち全てに何かきちっとした申し送りしないと、本当に形だけのものになってしまいかねないと思います。 個別に指定を行ったうえでと、さらっと書いてあるんだけど、このことを含めて、いままでは指定をどうしてきたのかということを振り返った方がいいと思うんですよ。 いろいろな条例をつくってきたわけですね。例えば、いまの地域景観づくり協議会というのは、空白化している部分が相当あると思うんですね。一方で、「中高層条例」なんかは、かなりきっちり守られている。その差は何なんだということを検証するべきですね。 それから、個別指定を行ったうえでと、曖昧に書いてあるんだけど、さっきから話が出ている戦前木造という線の引き方もあるし、昭和23年の「建築基準法」前後というのもありますよね。それから京町家まちづくり調査で実際にやったデータベースがありますよね。 さらに行政的にいうと、文化財指定を受けているもの。登録文化財になっているものもある。「景観法」による景観重要建造物、いわゆる「歴史まちづくり法」による歴史的風致形成建造物とか、何段階かあって、さらにここ数年の間、京都を彩る建物や庭園で選定されているものが数百あるわけですよ。それぞれ、この部分の指定を行うために、文化財保護課もそうだし、景観政策課もそうだし、いろいろな所がいろいろな取組を進めて、所有者と調整してきているわけですね。 今後、これをどこまで広げていくか。指定の範囲をどこまで、どういう手段で広げていくかということの計画がないから、いままでどうやってきたかということがあって、ここでそれぞれ何軒か出てきて、どの部分を伸ばせば、この個別指定の数が増えてくるから、4万8千軒のうちのいくつまで行くだということの整理をしたうえで、この範囲は義務化します、この範囲は努力範囲としますという部分が、きっちり見えてこないといけないわけです。 次回までに、この範囲を指定すればこうなりますよというベースを作っておいて、届出義務を課す個別指定をどう段階的に進めていくのかということを決めていく必要があります。 また、そのときに不動産屋さんはどう対応すべきか、あるいは設計事務所とか工務店はどう対応すべきかという範囲で、関わってくる部分が出てくると思うんです。 戦前木造くらいだったら、設計事務所が見て、これは町家じゃないなという
------	--

井上委員	のもあるかもしれません。ちょっとくさいなと思ったら、データベースに当たってもらおうということは、町家相談員とかを通じれば、ぱっとできるはずですよ。 そういうことは、宅地建物取引業協会さんと、全日本不動産協会さんとかにお願いすれば、チームワークを組んでもらえるかもしれないし、設計事務所は京都府建築士会という手もあるかもしれないし、連携が取れるような仕組みをつくってくるといえることがあると思うんですよ。 それぞれ事業者の方は、所有者の個人情報を守るというお立場もあると思いますし、個人情報を守るといえることは、その所有者の権利を守るといえることにも関わってくるとは思います。その前提には、壊した方が得になるという発想があります。 でも、いまは町家を壊した方が得にならない場合が多いんです。町家自体に、ここに文化的価値がある、景観的価値があると書いてあるけれども、まず不動産価値があるわけですよ。壊さない方が所有者は得する場合も多々ある。 現にいろいろな制度があって、さっき「空き家条例」の話が出ましたが、空き家を活用する際の補助金では、京町家の場合、30万円の上乗せがあります。そのような町家プレミアムがあるにもかかわらず、うちが町家だときりぎりのところで思えない人もいて、その30万を使えなかったりすることがあるわけじゃないですか。 それは誰の責任だという話になったら、京都市が教えてやれよとことになります。町家ファンドだってありますよね。 あるいは景観重要建造物にすれば、さっきの話が出てきましたけれども、相続税のときの評価の適正化という手段もありますよね。それぞれにいろいろな手段があるにもかかわらず、知らずにいるわけです。 だから、不動産屋さんなり設計事務所なりが所有者の権利を守るために、ちゃんと教えてあげなくてはいけないわけですよ。「宅地建物取引業法」による重要事項説明責任に入れていいと思います。 不動産が町家であるということを知っていて隠したら、それは大変な責務違反になりますが、まず不動産屋さんが責務として、その建物が町家であるということ調べてうえで、その所有者の方にお知らせして、それが京都市内の物件であれば、こういう使い方がありますよということ、そして、この新しい制度も全部教えなければいけない。 それは大家さんの個人的な情報だから教えませんという理屈は、僕は職業的な倫理観にもとるような気がする。そこはぜひやってもらわなければいけないことだと思います。 先ほど小島委員が、建築関係の業者の人たちにも義務を課さなくてはいけないというお話で、私もまったくそのとおりだと思います。
------	--

	もっと言うと、京都市としては当たり前と思っていると思うんですけど、ここに京都市の義務というのも書く。たぶん書くというつもりでおられるとは思いますが、義務として記載しておく必要があるのではないのでしょうか。先ほど須藤委員からは、支援だったらわざわざ書く必要はないということでしたけれども、支援をしなくてはいけない義務があるという意味で、京都市の義務も入れた方がいいのかなと思います。 建築の業者さんは往々にして、例えば、先ほどは「中高層条例」の話が出ましたけれども、「中高層条例」で地域の方に持っていくときというのは、図面があるという前提なんですよね。「まちづくり条例」だと、それよりもずっと前の段階で、本当は図面なんかまだ存在しないぐらいの段階で持っていかなくてはいけないんですけれども、実際には、本当は図面があるんですよね。そういうことが企画された時点で、実は図面はささっとできているんです。 ですから、業者さんが、この届出対象の方が京都市の手続きを終えるまで仕事を受けてはいけないという義務を課すぐらいじゃないと、たぶん1年前とか、地域の人に持っていく段階、企画の段階で持っていきなさいだと、そこには既に図面があるというのが実情になると思います。いままでの条例の感じでいうと、たぶんそうなるなという印象があります。
高田委員長	宗田委員から指摘があった売買契約については、非常に分かりやすいと思いますが、井上委員ご指摘の建築確認はどのように考えればよいのでしょうか。建築確認の場合は、建物を壊す前の段階で、計画をして、「建築基準法」に適合するかのチェックを行うわけが、それも含めて問題だということですか。
宗田委員	そもそも建築の自由を全て奪ってしまって、京都市内で建つ建物は、京都市の許可がいるとしてしまえばいい。
井上委員	解体に関する手続きが終わるまでは、仕事ができないようにする必要があると思います。
高田委員長	今のお話は、敷地の上に自由に計画を練るということ自体を禁止するということになるんですか。
井上委員	プロがやれば、当然、自由に計画をしたら、そこにはお金が発生しますので、お金が発生するようなことを事前にやってしまったら、計画は進んでいるから後戻りできないという話になるわけですよね。
高田委員長	不動産の流通と建築の設計というのは、プロセスの関係では違っていて、設計はいつでも、どこででもできるという、そういう業なんですよね。

井上委員	そうですね。だけど、きちんと届出が終わらないといけないというふうにしななければならないと思います。。
高田委員長	土地利用について考えてはいけないということにするわけですか。
井上委員	土地利用について所有者さんが、建築士さんだったら建築士さんからの情報だけでどうするかを考えるんじゃなくて、その前に京都市に届出をして、別の方策がないか考えましょうというのが、この届出の意味ですよ。それが終わらない段階で、検討をはじめることがどうかということです。
高田委員長	検討のための建築士に相談の前に届出をすべきだという意見ですか。
井上委員	そうです。建築士が全てをやってもいいですよ。全部の検討も含めて建築士がやりなさいでもいいですけど、こちらの検討が終わらないままに、こちらの検討を進めなくてはいけないということです。
高田委員長	所有者から依頼がなくても、建築士が別の人から依頼を受けて、他人の土地の設計をするということもあるわけですね。それはどうするんですか。例えば、所有者が別にいる方の土地で、デベロッパーから依頼を受けて設計者が設計するということがありますよね。設計して、それを持ち込むということがありますね。
井上委員	それを持ち込んだデベロッパーが今度は対象になります。持ち込んだデベロッパーが、所有者が京都市とこちらの活用について相談する前に、それを持ち込んではいけないという。
高田委員長	けれども、建築の設計という業は、その前に発生するでしょう。
井上委員	それはもちろん自由ですけども、デベロッパーなり建築士さんが所有者と接触することを制限する必要があります。
高田委員長	不動産の市場はコントロールできるけれども、設計をしてはいけないということは、なかなか。設計という業の性質を考えると難しいんじゃないかなと思います。
井上委員	お金の発生しないとか、損してもいいという段階でやるのは自由だと思います。だけど、所有者さんが検討する前に、所有者さんにそれを持っていつては

高田委員長	いけないという意味です。
寺田委員	分かりました。アイデアとしては分かりますが、具体的にどこで何を規制するのかという部分を、もう少し考えなければいけないと思います。 いまのお話と少し関連しますけれども、これはいつの時期に届出をさせるかということが非常に大事だと思います。 大きな建物や敷地が実際に事業に移っていくといったときに、どんな活用ができるのかということで検討します。設計したり、資金計画を検討したりします。このときに、かなりお金が発生しています。そして、相当の費用と時間を使った後で、最終的にこれで行けるねと、お金も調達できるねという段階になって初めて事が徐々に公になっていきます。 その事業の検討期間というのは、たぶん最低でも1年ぐらいかかると思うんですね。その前にということだと、届出の時期をずいぶん前に置けということになるが、それが本当に可能かどうかという問題があります。経済活動の自由との関係で、どこまで京都市が耐えられるか、訴えられたときに耐えられるかという問題です。 もう一つは、届出をした方が有利になるぐらいバックアップがきちっとできてくるようにしないといけないと。それが非常に大事なので、そっちを頑張るということを決意するということを、京都市としてはやる必要があるのではないのでしょうか。 時期の話について、どこまで決められるかということは、その辺の兼ね合いとの関係だというふうに思いますので、そこはしっかりと京都市としてご決断をされるというふうに思います。個人的には、1年ぐらいの方がいいという気はしますけれども。 もう一つは、市の責務というやつですけれども、これが皆さんにこういうことを責務として、義務として課すことの代わりに、京都市としてはそこをしっかりとサポートして支援するんですということを明確に意思表示をするということは非常に大事で、そのためにさまざまな環境整備ですね。こういうものがスムーズに継承されていくような環境整備をしていくという意味で、「建築基準法」や税法の問題に、しっかり取り組んでいくということをご検討いただきたいと思います。そして、そういう環境整備をしていく責務が京都市にあるということ、しっかりとうたっていただきたい。 もう一つ、同じような話ですけれども、消防、保健衛生、建築指導、住宅、環境、さまざまな行政部門と関わりが出てきますので、そうした行政各分野の横の連携です。ずいぶん横割りも頑張っておられますけれども、縦割りのところを横につなぐという努力はどうしても必要で、この場合は町家のホテルをどう扱うとか、消防の許可をどう扱うとか、そういうことも含めて連携をしつ

高田委員長	かりしていくということも責務の一つかと思います。 ほかはいかがでしょう。
岡元委員	いまの段階では、解体することが悪みたいな感じがすごくするので、所有されている方は、努力義務なら届出はしないと思います。 例えば、空き家になったことを知るのは地域の住人だったりするので、隣が空いているみたいな情報を、市かどこか分からないですけれども、知ることができたとしたら、解体に至るまでに何らかの手立てを講じることができるのではないのでしょうか。 例えば、うちでいうと、隣が空いているんですけども、解体業者さんとかが見に来ています。その時点で所有者は、町家を守ることよりも、解体してビルを建てようかなとか、駐車場にしようかなというのを想定されていらっしゃるはずなので、その考えに至る前に、町家を保全する方がメリットがあるということを知っていただくチャンスがあるのであれば、すごくいいなと思いますし、この条例をすごく応援したいと思います。 結局、空き家になっているかどうかというのは、市の方は誰も知らないじゃないですか。私の家の隣が空き家ですというのは知らないじゃないですか。そのときに、例えば、私が、隣が空いていますよということを市に伝えて、売りにも出していないし、貸しにも出していない家があるということを市が知ることができたとしたら、この条例の意味もさらに出てくるんじゃないかなと思ったということです。
須藤委員	ちょっと質問をしたいんですけども、届出を義務化するということと、届出は努力義務とするということがありますけれども、この違い。これをどうイメージしたらいいのでしょうか。努力義務というのは、しなくてもいいですよという意味のことですか。
事務局	努力義務については、できれば届出を行ってほしいというふうに考えております。われわれとしては、町家については、全て事前届出をしてほしいということが大前提としてありますが、言葉としては、「届出をするよう務めなければならない。」という形になろうかと考えております。
須藤委員	届出を義務化するといった場合に、そこに罰則がなければ、それは義務を果たさせるための、義務を果たさなかった人間に対してどうするかというのがないと、義務を果たさなければならないという気持ちにはならないと思います。 もう一つ、「届出をしなければならない」と書いたとしても、届出をされた時点で、もう義務は果たされているので、そこで終わりなんです。行政の方

事務局	からすると、そこをとっかかりにして、何か支援ができたらと思っつつくっていると思うんですが、届出は届出をした時点で、もう終わりということですね。 もう一つは、この届出というのは、どこに届出をさせるんですか。
須藤委員	いまのところは京都市にと考えております。 京都市の、どこの部署にですか。 要建築関係の中に解体に関する事前届出を織り込むのか、京町家担当部署に届けなさいとするのかで、全然意味が違うわけです。新しく建物を建てたいというときに、解体に関する事前届出をさせることの意味と、そうじゃなくて支援のためだけに届出という制度を使うんだという考え方では届出の意味が違うわけです。
事務局	事務局としては、京町家の担当部書であるまち再生・創造推進室に届出をしてもらって、とにかく町家を残すための支援を、あらゆる手だてを尽くしたいということを考えております。 いろいろな建築行為と合わせてということも考えられますが、その場合、次に建てる物とセットのような形になりますので、そのもっと前の段階でしっかり支援をしていきたいというのが大きな意図だと考えています。
須藤委員	解体に関する事前届出制度を新しくつくったとしても、建築行為であるとか、売買行為であるとか、そういうものを止めることはできないので、両建てで進んでいくという前提で理解してよろしいのか。
寺田委員	たぶんその期間にもよるのではないかと思います。例えば、解体をする2年前に届出をする。これはもう、所有者にとっては大きい負担です。そうになると、解体の予定もないのに、逆に届出だけ先にやってしまうとか、とにかくやるというって、事業計画も何もない段階で出す。そして、半年ぐらい前から動き出すというようなことがあるかもしれませんね。 1年前ぐらいになると、その間に所有者に対して、あれやこれや言って翻意にさせていただくというようなこともできるかもしれません。 ただ、3箇月ですと、もう事業が決まっていて金利負担ぐらいはいいやということになり、ほとんど効き目がないのではないかと思います。
宗田委員	届出を受けてからどうするかということは、宅地建物取引業協会や全日本不動産協会さんとどうするかということを今後調整するわけですね。

事務局	そうですね、もう一つ先です。
宗田委員	だから、先のことが決まっていけないという話ですよ。さっき言ったように、この指定の次というのがあって、例えば、それが景観重要建造物だったら、その場合に変更する場合はどうなりますかと。 例えば、外観の4分の3を残すとかあるじゃないですか。いまだって景観重要建造物に指定された町家を修繕するときには、景観政策課の指導を受けながらやっていくということがありますよね。その場合にも事前通告とかあるわけです。それが文化財だったら、また違う制度ですよ。 今回は、その届出を受けたら、そんな文化財や景観重要建造物ほど手間をかけてもしようがないわけであって、さっと、ある段階で誰かが行って判断するとかいう新しい仕組みが必要ですね。 その届出を受けた先の話ができていないから、いまご指摘の、例えば、建築指導と町家行政はどう連携するのかということもあるんだけど、いまの景観指導に関しては、景観政策と建築行政が上手に連携しているから、その建築確認は別の機構から出てきたとしても、建築と景観のところだけはきっちりいくわけですよ。 そこに広告物が乗っかっていたら、広告物はまた別の室があるわけだけれど、ほぼ同時並行で進んでいきますよね。京都市ですから、さらに景観条例があって、美観風致審議会にかけなきゃいけないものは、そこでまた別のセクションが出てきて、うまくシームレスに動いているのが、京都市の都市計画局が非常に複雑な条例を持ちながらも、シームレスに動いているような印象を一市民としては受けます。 当然、不動産屋からしたら、こんな面倒くさいこととか思っているでしょうけれど、それは行政上の手続きの問題があるので、町家が一つ加わったとしても、いままでの実績からすれば、京都市都市計画局が全体としてそこをうまくこなしていくんだろうと思っているんだけど、指定の先の話を検討する必要があります。 だから、景観政策をつくるときにも、じゃあ、どういう事務手続きで行くんだという話になったわけですね。あのときには膨大な事務手続きが発生することになったので、専門職・技術職を30人、急きょ雇わなくてはならないような羽目になるということが、あらかじめ分かっていたわけです。 施行する前に、それをどどっとやったわけだけれども、今回はどうでしょうね。この間もちょっと話をしたわけだけれども、景観政策の方が、おそらくこれからは着工数が減ってくるので、いま抱えている人員が多少余るかもしれない。 そうしたら、いま景観政策に張りつけている10人を町家担当の方に振り分けたら、届出義務が動いてからも、多少動くかもしれないとかいうことまで考

井上委員	える必要があるかもしれない。 そこまで整ってきたら、届出義務という話になったら、罰金とは言わないのでも、過料ぐらいは科せられるのかとかということも出てくるかもしれないけれども、その次の手だてが決まっていけない以上、まだ過料の是非には議論があるんだと思います。 こういうふうに話が進んでくると、やっぱり解体に関する事前届出ということをはぽんと出ても、やっぱりこれでは遅いんだなという印象です。 個別に指定を行ったならば、市は所有者さんと定期的にコンタクトを取るという義務があつて、所有者さんがいま何を問題としているか、どんなことに困っているかということ、きちんと把握しなければいけない。把握して、そのときに適切なアドバイスをするということ、やはり市に義務化させた方がいいのかなと思います。これを条例に入れるかどうかは分かりませんが、やらなくてはいけないのは、そこだなと思いました。
小島委員	時期の話なんですけれども、大型と、それ以外というのを分けるのにも関わってくるんですけれども、相続が起こる場合というのが、高齢化で単身の独居とか、お二人で住んでいるというのが町家はものすごい多いと思うんです。 その中で、もしも突然相続が起こったら、半年、それにちょっと猶予期間がついて、売るか売らないかということ、1年以内、10カ月で決めなければいけないわけですね。 ただ、その相続で決めるとき、自分自身のところのことを考えたときに、その間に届出をしたりとか、何やらするなんて話をうまくできるのか、できないのかというのは、たぶんなかなか大変な話だと思うんです。 そのときに売るのかとか、誰が所有するのかとか、相続の家族間の問題まで巻き込んで、そういうときの対応というのは、かなりしっかりしたものがないとならないと思います。 そのときの対応をどうしていくかというのはしっかりと考えておかないと、たぶん独居とか、私なんかほとんど独居老人ですから、そういうところで突然起こり得る事態に対して、どこまでケアができるのかとか、どこまでこの条例にのっとった形で進められるのかというのは、一番可能性が高い部分なので、しっかりと考えておく。その期間と不測の対応の二本立てでやらないといけないうのかなということ、すごく思いました。
宗田委員	町家を持っていच्छる、大型町家の場合だったら、そのまちが持っている検討会とかで税理士さんとか不動産屋さんとか弁護士さんが相談してくれるんだけど、いまおっしゃったような零細な町家にお住まいの一人暮らしのおばあさんに対しては、ケアマネージャーさんに伝えてもらうということも考

	えられます。 やっぱりケアマネさんが基本的なことを、ある程度知っていて。ケアマネさんはものすごくたくさんのご存じじゃないといけないので、すごく大変なんだけれども、仮にそのおばあちゃんが一人暮らしで、京都市だったら町家の活用で、こういう方策があるということを上手に聞いて、おばあちゃんに一言言ってくれて、こういうのがあるから、私が今度、お医者さんじゃなくてまち再生・創造推進室の関岡課長を連れてくるから、ちょっと話を聞いてみてみたいなつなぎ方はできるかもしれません。
小島委員	私たちも地域の民生委員の方をお願いできないだろうかということを考えてきました。
宗田委員	民生委員や児童委員さんもいいかもしれないし、ケアマネもそうですね。地域でそれをちゃんと相談できるような仕組みをつくるということが重要です。 もう一つ、不動産屋さんと相談する前に、ご高齢の所有者の方の町家をどう守るかという議論をしていくうえで、大きな手だと思うので、そこも仕組みとしては考えていくべき。 つまりおばあさんが自分で届出をしないかもしれない。あるいはおばあさんが死んだ後、その相続人の方が届出義務を負うかもしれない。そのケースも結構たくさん出てくるだろうから、想定したうえで、あらかじめ手を打って、届出がうまくいくような仕組みを考えていくというのは、大きな仕事だと思いますね。
寺田委員	いまのお話は非常に大事で、私としてもその辺の部分に取り組んでいかなければいけないと思います。地域の学区の方々と連携をして、地域に行ってセミナーをやったり、相談会を開いたりということを、皆さんの協力の下でやっていく必要があります。 こういうお話というのは、マンツーマンじゃないと本当に伝わらないので。紙切れ1枚では全然無理なので、お一人お一人にそういうことをきちんと伝える機会をどれだけつくれるかということが勝負になるのかと考えています。 大きな町家も、小さな町家も、それは一緒です。大きなものも、そうやって1年、2年お付き合いする中で、じゃあ、こんなことをやっていきましょうかねということになるので、そこをどれだけやれるか。どれだけマンパワーを。つまり、条例を制定することを契機にでどれだけネットワークで取り組めるかということが鍵になりますね。
高田委員長	他にいかがでしょうか。

西村委員	僕は、そもそも特例的に解体する人だけが届出をしたらよいのではないかと思います。どうしてもつぶすんだという人、その人だけは、条件が整っていたらしようがないねという話をして、解体を認め、この条例は、基本的に解体できないですよという条例にしてしまった方が話が早いかなと思っているんです。届出でそれを制止するというのは、皆さんのいろいろなお話を聞いても無理があるような気がするんです。 だから、「京町家条例」自体が、解体はできなくなりました、京都市はそういう条例をつくりましたと、届出をしたら解体できるものもありますよというケースの方が現実的かなと思いました。
高田委員長	そういうストーリーで、解体届出が出てきた経緯はあるんですね。 他にいかがでしょうか。よろしいですか。 いろいろなご意見が出ましたが、まだ骨子案の制度が熟していないというか、そういうことも関係するんですけれども、期間の考え方について、いろいろなご意見を伺いました。 全体としていうと、届出が行われてから、何かいろいろと、解体に至らないように、あの手この手を尽くすというのは限界があるだろうというご意見を多くの方からいただきました。 要は、この届出制度は最後の手段であって、それまでの話が、保全や活用に関する施策を、現在に比べると、もっともっと充実したものにしてあって、その構想がきちっとできているということが大事だということだと思いますが、そういうことがあったうえで、届出制度もそれにくっついていくという、そういうふうな条例の組み立てになっていくべきではないかということだと思います。 それから、この届出の対象の(1)と(2)の境目がどこかということについてのご意見もあります。現在以上に届出が必要な京町家というカテゴリをつかってやるとすると、その基準を早急に検討しなければいけないということになります。 現在、何らかの指定が行われているものについては、もう分かっているわけですから、それに対して、いまの制度でできることは、もっともっと、最大限やったうえで、さらに何を加えてやらないといけないかという議論になってくるんだと思います。 結局、(2)の方が問題なんですね。これが個別に指定されないということになるというか、個別に指定できないので、こうなっているということですよ。大きな枠をはめるということで、そこに努力義務の実効性が得られないんじゃないかというお話が出ました。 ペナルティーとの関係があると思いますが、お金の面でペナルティーを、過料を科すという考え方もありましたが、氏名の公表というのもあると思います。

須藤委員	これについても少し具体的な議論をお願いしたいと思います。 それから、税制とのリンクのところが問題だということで、固定資産税の議論が出ましたし、場合によっては、このペナルティーも固定資産税とリンクできると効果はあるというふうには思います。相続税との関係について、小島委員からご指摘があった。そのとおりだと思いますが、その整理をどうするかということもあります。 いずれにしても、もう少し具体的な条例のイメージを共有しなければいけないんですが、少なくとも今日出てきたご意見を総合すると、届出があつてからばたばたと動いて、何とかそれを食い止めるというイメージではなくて、その前にどこまでできているかということが大事で、最後に届出というのが効くんだというようなことを、もう少し考えたらどうかという議論でした。 先ほど罰則の話を自分から言いましたけれども、私は罰則が望ましいと思っているわけではなくて、むしろない方がいいとは思っているんです。 それから、皆さまのお話を聞いていますと、京町家を持っている方が相談に来ることが前提ですね。私が思ったのは、京都市側からの働きかけがまず先にある方が望ましいんだとしたら、京町家であるということを認定するという処分が先にあった方がいいんじゃないかと思います。 認定によって、京都市の方から働きかけることができるわけで、そこに関係が生まれるんですけれども、そうじゃなくて、個別指定は行わず、京町家なのかどうなのかも分からない状態のままで、困っている方がいらしたらどうぞ来てくださいというのでは、あまりにも受け身過ぎて、京町家であることを発見することもなく、保存することもなく、そのままの状態が届出だけを待っているというのは、やっぱりおかしくないかなと思います。 京町家認定処分を行うことによって、とっかかりをつくったらいかがかなと思いました。
高田委員長	この(1)を大幅に拡大するイメージですよね。(2)の方は京都市が把握できない。
須藤委員	把握するべきだと思うんです。
高田委員長	京都市内の住宅の悉皆調査を行って、全ての住宅について京町家か京町家でないかを判断するのが最も望ましいというご意見ですね。
須藤委員	先ほど出ました資産税関係でもいいんですけれども、京町家に該当する恐れありでも、何でもいいんですけれども、そういった働きかけがまず必要ではないかと思います。そうすれば、京都市の責務も明確ではないかなと思いました。

高田委員長	それも個別にやらないと意味がないですね。アナウンスするだけではね。
宗田委員	ただ、町家調査をやったときから、実はそれをやろうやろうとして、なかなかできないまま、ここまで来ているので実情です。
須藤委員	せっかく条例をつくるので、この機会に是非やっていくべきだと思います。
寺田委員	いま私どもの所で京町家カルテというのをつくっているのと、今度はその簡易版のようなものをつくることにしています。これらを作成するときに、これが京町家かどうかという判定があやふやな所がたくさんあるんです。どこまでをもって京町家とするのか。戦前の建築全て京町家と割り切ると、農家も含めて全部入ってきます。 そこをどういう割り切りをするかということも非常に大事で、構造なんかを見ても本当に多様ですから、伝統工法といっても、どこまでを伝統工法というのかというのは、言い出したらきりがないので、そこを整理するという必要かもしれません。
高田委員長	ありがとうございます。 では、まだご意見があるかもしれませんが、もう時間の方は過ぎましたので、いまのようなご意見を含めて、もう一度事務局の方で整理をして、この骨子案をブラッシュアップしていただければと思います。
高田委員長	3 第3回委員会の予定 三つ目の議題、第3回の委員会の予定については、後日、また事務局から連絡調整をいただくということで、お願いをしたいと思います。
高田委員長	4 閉会 今日の議題という意味では、以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。事務局の方に進行をお返ししたいと思います。
事務局	長時間にわたり、本当にありがとうございました。いろいろなご意見をいただいて、まだまだやらなくてはいけないところがたくさんあるなど反省しきりですけれども、また引き続き、第3回の案内をさせていただきますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。 以 上